

令和7年度 第1回岡山市障害者差別解消支援地域協議会 次第

令和 7年 7月 17日 (木)

14時30分～16時30分

勤労者福祉センター5階 第3会議室

1 開会
挨拶

2 新任委員紹介

3 情報提供

(1)岡山市障害者差別解消支援地域協議会の経過 (資料1、2)

4 協議事項(資料3、4)

(1)差別解消・合理的配慮に関する事例紹介

(2)周知について

5 検討課題

今後の取組について

6 次回会議について

・次回の日程・内容

令和8年2月頃

7 閉 会

岡山市障害者差別解消支援地域協議会委員名簿

分野	団体区分	所属区分	所属団体 役職名	氏名
行政	地方公共団体	障害者施策主管部局	保健福祉局障害・生活福祉部 部長	瀧上 正康
		人権主管部局	市民協働局人権推進課 課長補佐	池本 達則
		更生相談所	保健福祉局障害者更生相談所 所長補佐	三谷 香織
		保健所・保健センター	保健福祉局保健所健康づくり課 精神保健担当課長	作野 祐子
		教育委員会	教育支援課 課長	赤井 敦史
		学校	岡山県立岡山南支援学校 校長	本井 健太
関係機関団体等	当事者	障害者団体・家族会	岡山市身体障害者福祉協会 会長	上岡 玄治
			岡山市視覚障害者協会 総務部長	柴田 富夫
			岡山市難聴者協会 事務局長	妹尾 克己
			岡山市手をつなぐ育成会 顧問	石原 眞季江
			岡山市精神障害者連絡会 理事	原 晴美
	福祉等	社会福祉協議会	岡山市社会福祉協議会 課長補佐	村上 保子
		相談支援事業者	岡山南障がい者相談支援センター 管理者	三宅 嘉美
			旭川児童院 地域活動支援センター旭川荘 副所長	本田 順子
		社会福祉施設	社会福祉法人浦安荘 支援センター・コンドル管理者	山本 博宣
			岡山市手をつなぐ育成会 広瀬町仲よし元所長 岡山市障害者基幹相談支援センター 副センター長	平松 啓生
		民生・児童委員	岡山市民生委員児童委員協議会 理事	森田 恵子
	医療・保健	精神科医会(医師)	岡山県精神保健福祉センター	山内 泰彦
	法曹等	弁護士会(弁護士)	弁護士法人岡山パブリック法律事務所	水谷 賢
学識経験者			川崎医療福祉大学 医療福祉学部 臨床心理学科 講師	齋藤 由美
計				20名

令和7年度 第1回岡山市障害者差別解消支援地域協議会 配席図

令和7年7月17日(木)14時30分～
(勤労者福祉センター5階第3会議室)

受付

入口

報道・傍聴席

岡山市身体障害者福祉協会
上岡委員

要約筆記

岡山市難聴者協会
妹尾委員

岡山市視覚障害者協会
柴田委員

岡山市健康づくり課
作野委員

岡山市民生委員児童委員協議会
森田委員

岡山市手をつなぐ育成会
石原委員

川崎医療福祉大学
齋藤委員

岡山市人権推進課
池本委員

岡山市社会福祉協議会
村上委員

岡山南障がい者相談
支援センター
三宅委員

旭川児童院地域活動
支援センター旭川荘
本田委員

支援センター・コンドル
山本委員

岡山市障害者基幹相談
支援センター
平松委員

岡山県立岡山南支援学校
本井委員

岡山パブリック法律事務所
水谷委員

岡山市保健福祉局
瀧上委員

岡山県精神保健福祉センター
山内委員

事務局

岡山市障害福祉課
奥田

岡山市障害福祉課
都知木

岡山市障害福祉課
課長 中西

岡山市障害福祉課
平井

岡山市障害者差別解消支援地域協議会設置条例

平成 28 年 3 月 24 日

岡山市条例第 12 号

(設置)

第 1 条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項に規定する関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、同項の規定に基づき、岡山市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第 18 条第 1 項に規定する事務
- (2) その他障害を理由とする差別の解消のため市長が必要と認める事務

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第 17 条第 1 項に規定する関係機関の職員
- (2) 法第 17 条第 2 項各号に掲げる者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長等)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

岡山市障害者差別解消支援地域協議会の経過 平成28年度

障害者差別解消法（平成28年4月施行）に基づき条例で当協議会を設置し、差別解消に向けた情報交換・協議の場として初開催

目的；持ち寄った事例を基に対応を協議し、各委員が自らの役割を考える機会の提供

役割；障害者差別事案を共有・協議し、啓発やネットワーク形成に取組

岡山市障害者差別解消支援地域協議会の経過 平成29～31年度

事例の共有や、継続的な協議により委員の役割や思いを共有
委員から提供された事例をもとに障害者への差別解消の取組を議論

差別解消には状況説明・配慮・教育が重要との認識
差別解消法の周知の必要性

岡山市障害者差別解消支援地域協議会の経過 令和 2 年度

差別事例と社会問題への対応について協議

民法改正に関する理解の促進（相続、債権など）

障害者にとっての駅のバリア；無人駅の増加・券売機の使用困難

COVID-19下での医療・療養体制での合理的配慮の必要性

岡山市障害者差別解消支援地域協議会の経過 令和 3 年度

法改正のポイント；連携強化、事業者義務化

岡山市のユニバーサルデザイン（UD）への取組

手話通訳やテレビ電話相談などの窓口対応強化

医療と福祉の連携で情報共有の不足を解消し、当事者に必要な情報を伝える仕組みの整備の必要性

合理的配慮を実践しつつ、情報提供や医療・福祉連携の強化が課題
法の周知不足の意見がでる。

岡山市障害者差別解消支援地域協議会の経過 令和3年度

協議会の振り返りのなかで、、、
岡山市；職員対応要領を作成し、関係各課等に周知はできた
協議会設立から6年たち差別・相談事例の蓄積はある
しかし、
各事業者の方が合理的配慮の解釈が間違った趣旨にとられ、
様々な地域トラブルや差別を受けているケースに遭遇



周知に課題あるのではと意見あり

岡山市障害者差別解消支援地域協議会の経過 令和4年度

視覚障害者の公共交通利用にむけてガイドヘルパー同行援護制度の利用を促進の市広報で周知

外出機会を増やす仕組みづくりの必要性

イベント情報を積極的に伝え、参加促進の体制を整備し、社会復帰を支援

子どもたちに共生社会の意識を促進するため、体験学習やゲストティーチャーを活用し、義務教育段階で学べるしくみ

合理的配慮についての情報発信や共有体制の強化の意見あり

岡山市障害者差別解消支援地域協議会の経過 令和5年度

ハレカハーフのタッチで可能になり手間を削減

岡山県肢体不自由児者福祉協会と連携し、交通政策課がわかりやすい資料を作成、各事業所へ周知徹底

合理的配慮に限界がある場合も、相談者とフィードバックを重ね、改善策を模索する姿勢の大切さ

支援の改善や配慮対応を深めつつ、周知や事前準備を通じて利用者の利便性を向上させることの重要性

岡山市障害者差別解消支援地域協議会の経過 令和 6 年度

法的進展； 障害者差別解消法10年。岡山県、全国初の全市町村で手話言語条例策定

岡山市における具体的対応；

手話通訳者配置、遠隔手話サービス導入、市長会見で手話対応開始、市役所で介助必要者に総合案内と用務先で対応

今後の展望；

合理的配慮の事例検討を継続し、協議会の役割を議論し、効率的で具体的な支援と議論の継続が重要と確認

合理的配慮の周知にむけて各団体の取り組みの横展開を図り、共生社会の実現へ

	相手	事例の詳細
合理的配慮事例	1博物館	京都にある博物館の展覧会で解説VTRに字幕がつけられていたため、難聴者にはありがたい配慮であった。
	2医療機関	受診時、医師の説明をききとるためスマホの音声認識を使わせてほしいと言ったところ、カルテのモニターをワードに変えて所見を入力表示し、受診後プリントアウトして持たせてくれた。
	3自動販売機	自動販売機に、飲料を買うのに必要なお金の種類と枚数の表示がされていた。訪日外国人対応とおもわれるが障害者にもわかりやすいと感じた。
	4公共交通機関	公共交通機関で席を譲ってもらう機会が多くなった。
	5窓口	郵便局の窓口でヘルプカードを提示したら、窓口で代筆をしてくれた。
	6紳士服販売店	紳士服店で嬉しかった事例報告 ストレッチャーを使用をしている医療的ケア児の男子が入学にあたりスーツを新調するにあたり家族と紳士服店に出向いた。本人のコミュニケーションは主に視線や瞬きがで意思疎通が難しいが、本人に対して「どれがいい？」とたずねてくれ、本人も瞬きや視線でのやりとりで自分の好みを伝えていた。その様子をみた親も自然なやり取りで選ぶことができていると感じていた。親が「これがいんじゃない？」と提案しても、本人は自分の好みを変えることなく自己決定できた。こういった場合、親に対して意思確認するケースが多いなかで、紳士服店販売員が本人とやり取りをしてくれたのが嬉しかった。
	7教育	・学習上の困難を軽減するため、ICTや絵カードの活用、学習内容の変更調整など、個々の児童生徒の実態に応じた対応を行っている。 ・コミュニケーションが図れるように、ICTや絵カードなど、個々の生徒に応じた手段への配慮を行っている。 ・不安が強い児童生徒が、安心して学習・生活ができるよう見通しを伝える配慮を行っている。
	8健康づくり課	幼児健診のお知らせに手話通訳が必要な方には通訳者を準備するという案内をいれており、保護者さんの申し出により手話通訳者をお願いし、幼児健診でコミュニケーションがスムーズに行えた。

	相手	事例の詳細
合理的配慮を求める事例	9政見放送	政見放送に字幕を付けてほしい。手話のできない難聴者に字幕の配慮をお願いしたい。
	10テレビ放送	視覚障害の方からの意見、テレビニュースで海外の方の発言で、音声は外国語で字幕は日本語であるため、ニュースの内容がわからないという声を聞いた。 しかし、翻訳の仕方で伝わるニュアンスが異なることから敢えて吹き替えしないということも聞いた。視点をかえると困る方がいるということに気づいた。
	担当者	事例の詳細
周知啓発	11当事者会	障害者差別解消法における合理的配慮の趣旨を理解し、間違った認識からのカスハラに至らないように啓発している。
	12教育	毎年学校教職員に対しての説明会等において、合理的配慮の説明を行っている。
	13家族会	家族会で取り組んでいる「家族による家族学習会」で毎年周知啓発している。
	14人権推進課	人権週間である12月には毎年岡山ドームで人権フェスティバルを開催
	15障害福祉課	・岡山市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を作成し、周知 ・岡山市役所・分庁舎・保健福祉会館内で介助が必要な来庁者への対応を職員に周知 ・新採用職員研修で合理的配慮、岡山市手話言語等の普及及び理解の促進及び理解の促進に関する条例について周知 ・トップチームの市民デーのイベント時に来場者に対して合理的配慮の周知
	16危機管理室	・手話の防災啓発動画を作成

会議録

会議の名称	岡山市障害者差別解消支援地域協議会(令和7年度第1回)
開催日時	令和7年 7 月 17 日(木)14時 30 分～16時30 分
開催場所	岡山市勤労者福祉センター 5 階 第3会議室（北区春日町）
出席者	委員 17人(別紙のとおり)
会議内容	別添次第のとおり
会議資料	別添のとおり(次第、名簿、配席図、資料)
会議録の作成方法	ICレコーダーを使用した要点記録

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)
1. 開会・挨拶 (1)事務局長(岡山市障害福祉課・課長 中西氏)挨拶 ・定刻となり、令和 7 年度第 1 回岡山市障害者差別解消支援地域協議会を開会する。 ・厳しい暑さが続く中、皆様どうかご自愛いただきたい。 ・本日はあいにくの天候であるが、ご多忙の中ご出席いただき感謝する。 ・委員の皆様には日頃より本市の保健福祉行政にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。 ・今年度は委員改選の年ではないが、人事異動により新任委員が 4 名加わった。新しい視点から活発な議論が期待される。 ・本協議会は平成 28 年度に初開催され、今年度で 10 年目を迎える節目の年である。 ・本日の協議では、これまでの経過を振り返り現状共有及び課題を協議し、今後の取り組みを検討したい。 ・今年度は手話施策推進法が成立し、また国際スポーツ大会・デフリンピックが日本で初開催される年でもある。 ・デフリンピックを契機に市民の皆様に障害分野への関心を高めていただきたい。マグネットバッチの着用により周知啓発にご協力願いたい。 ・合理的配慮については、市民一人ひとりが具体的な取り組みを通じて理解を深め、配慮を提供することが共生社会実現の鍵である。 ・当協議会での好事例を広く共有し、差別解消に向けて共に進めていきたい。忌憚のないご意見を積極的にお願いしたい。 (2)協議会長(委員長 水谷氏)挨拶 ・本日はご多用の中ご出席いただき誠にありがとうございます。 ・障害者差別解消法施行から 10 年を迎えた。これまで障害者団体、行政機関が一堂に会し合理的配慮について意見交換を重ねてきた。 ・前回協議会で開催回数について議論があったが、委員の強い希望により年 2 回開催を継続することとなった。 ・この協議会は率直な意見交換の貴重な場であり、その意義を改めて認識している。 ・本日はこれまでの 10 年間の取り組みを振り返り、合理的配慮事例の紹介と課題共有を行い、今後の方向性を探る。

・「みんなでつくろう！障害者差別のないまち」パンフレットを配布している。これは生活場面の合理的配慮例をわかりやすく紹介した有用なツールである。

・行政のみならず民間事業者にも合理的配慮提供義務が課せられた今、具体事例の充実と周知が最大の課題である。

・委員の知恵と力で改訂版の作成に取り組みたい。

・本日は貴重な意見交換の機会としたい。

(3) 新任委員紹介・出席状況報告

・新任委員：本井委員、齋藤委員、瀧上委員、作野委員、赤井委員

・欠席委員：赤井委員、原委員、三谷委員

・出席者数：20 名中 17 名で成立確認

・副会長に本井委員を選任。本井委員からは教育現場での合理的配慮推進の経験について述べられた。

2. 情報提供

(1) これまでの取り組み経過説明(資料 1・2)

・事務局よりこれまでの経緯を説明。毎年多くの事例を協議し、活発な意見交換により合理的配慮の実践が進んできた。

・今後の周知については後の協議で意見を求めたい。

(2) 委員発言

・本井委員(教育現場)

・平成 29 年学習指導要領改訂で具体的配慮例が明記され、教職員の意識が変わった。

・コロナ禍で 1 人 1 台端末が普及し、多様な子どもの学び方に対応可能となった。

・上岡委員(身体障害者福祉協会会長)

・障害者福祉の進展はあったが、合理的配慮の解釈違いに注意が必要。

・避難所利用やノンステップバス利用での課題が残る。乗降環境の整備が不十分な例もある。

・柴田氏(視覚障害者協会)

・街中で声掛けの機会は増えたが、公共交通機関のアナウンス不足に配慮が必要。

・石原委員(手をつなぐ育成会)

・選挙現場の態度改善が顕著。支援をさらに充実させたい。

・バスのハレカカード利用など利便性向上が進んでいる。

・知的障害者向けわかりやすい情報提供や「あいサポート運動」の拡大を期待。

・平松委員(基幹相談支援センター)

・障害者の住宅の借りやすさが改善されている。精神科医療分野や学校での対話促進も課題。

3. 協議事項

(1) 差別解消・合理的配慮に関する事例紹介

・妹尾委員(難聴者協会)

・博物館での字幕付き解説ビデオの事例や、医療機関で電子カルテを利用した説明支援の事例紹介。

- ・マスク着用による口元不明瞭問題をスマホ音声認識アプリで補う配慮も紹介。

- ・石原委員

- ・広島県の野球場の自販機に硬貨種類の写真が大きく表示されており、外国人や障害者にも便利。

- ・平松委員

- ・医療的ケア児が紳士服店で店員と直接コミュニケーションし、本人の意思で商品選択ができた好事例。

- ・三宅委員(視覚障害者)

- ・ニュース字幕が英語発言を原文のまま流し、内容理解が困難なケースがあることを紹介。(2)医療現場の配慮について(山内委員ほか)

- ・電子カルテを使い、わかりやすい説明を心がけている病院の事例や、聞き取りにくい患者には大きな字で説明書を渡すなど、多様な配慮例があることを共有。

- (3)民生委員児童委員協議会からの意見(森田委員)

- ・地域の小学校で車椅子や盲導犬の理解に関する授業を実施している。子どもたちにとって良い経験となっている。

- (4)水谷会長

- ・政見放送での字幕対応の難しさについても認識しているが、可能な限り字幕対応を進める必要がある。

- (5)差別解消法の周知について(上岡委員)

- ・合理的配慮の趣旨の誤解が多いこと、障害者自身も社会への配慮を持つ必要があることを指摘。

- ・文化財のバリアフリー対応を巡る議論についても意見を述べた。

4. 閉会挨拶(本井副会長)

- ・長時間にわたり活発な意見交換をありがとう。

- ・本日の議論を通じて、私自身も初めて知る事例や課題が多く、大変勉強になり、社会はこの10年で大きく変化し、良い方向に進んでいることを改めて実感した。

- ・一方で、日本はマジョリティ(多数派)中心の社会言われる。今回の合理的配慮の議論も、多数派の理解が進みつつある中で、発達障害や精神障害、高次脳機能障害の方々は依然としてマイノリティであり、十分な理解が得られていない現状がある。

- ・合理的配慮を社会の多数派に広げていくためには、行政をはじめとする関係機関が基礎的な環境整備をしっかりと進めることが重要。

- ・かつては前例がないとして支援機器の利用を断られたがコロナ禍に進んだGIGAスクール構想により、一人一台の端末が配備され、障害の有無にかかわらず、誰もが得意なことや苦手なことを持ち、その苦手を補う支援が広く受け入れられている時代である。

- ・誰もが利用しやすい環境をつくることが理想的な社会であり、私は教育現場の代表として、その実現に教育が重要な役割を果たすと考えている。

- ・一人ひとりが「できること」を意識し、子育てや教育の現場で基礎的環境整備を進めることが合理的配慮を可能にすると考える。

- ・個々の意思表示に基づく合理的配慮を進め、社会全体がより良くなっていくことを願っている。
- ・合理的配慮と基礎的環境整備はセットで考え、今後もこうした意見交換の場を継続していきたい。
- ・本年度中にもう一度開催の予定があります。次回も忌憚のないご意見をいただき、さらに良い社会づくりを進めていこう。
- ・2月に再会の際には、各自や団体の取り組みの成果や変化について意見交換できれば幸いである。